

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	ペリアナI灌漑施設復旧改善計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	ペリアナI灌漑施設復旧改善計画を実施するために必要な 1. 灌漑施設の復旧及び改善並びに関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	737,000千円 H20.3.31まで	H19.8.27 デイルリデ (H19.10.17)	日本側 清水健司在東ティモール大使 東ティモール側 ザカリアス・アルバノ・ダ・コス タ外務大臣	H19.10.31 605号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。